

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月21日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条の2第6号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。